

# 【 居宅介護支援重要事項説明書 】

## 1. アサヒソーシャルワークスの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	アサヒソーシャルワークス
所在地	東京都板橋区板橋 2-44-10-ヴァンクール板橋 601号室
介護保険指定番号	事業所番号 ( 1371910496 )
サービスを提供する地域*	板橋区・豊島区・北区
管理者名	旭 晋史
電話番号	03-5944-2621

\*上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 同事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名	0名	管理業務兼務 ケアプラン作成
介護支援専門員	介護支援専門員	2名以上	0名	ケアプラン作成
事務職員		0名	2名	請求事務等

### (3) サービスの提供時間帯

平 日	9:00~18:00
土日祝、年末年始(12月30日~1月3日まで)	休み

※上記の時間以外緊急の際は下記の連絡先で対応(24時間受付可)

管理者携帯番号 080-4360-6186

## 2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供の流れと主な内容

### ☆申請

ご本人、ご家族が区役所へ窓口申請をします。当社のような居宅介護支援事業者が申請代行することもできます。

### ☆訪問調査

訪問調査員がご自宅に伺い、ご本人の日常生活動作や心身の状況などを調査します。

### ☆認定

調査結果と主治医の意見書をもとに、市区町村の認定審査で介護が必要かどうか、またどのくらい必要かなどを判定し、市区町村が認定します。

### ☆介護サービス計画作成

認定された介護度に応じて、当社介護支援専門員がご本人や、ご家族の意見を踏まえアセスメント（課題分析）を行い、介護サービス計画を作成します。サービス担当者会議を開催し計画を決定します。

\*ご本人その家族は複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。

\*当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

### ☆介護サービスの提供

作成された介護サービス計画に基づき、ご本人に適した在宅サービスや施設サービスを提供します。

\*ご本人が入院時に入院先医療機関にケアマネジャーの氏名等を提供いただきますようお願い致します。退院時に円滑な連携を図ります。

### ☆モニタリング

毎月 1 回はご自宅へ訪問又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を利用し提供されているサービスが、有効に機能しているか評価し、次回の介護サービス計画作成に反映します。

\*やむを得ない事情がある場合はご自宅以外の訪問になる場合があります。

(テレビ電話装置その他の情報通信機器利用条件)

1. 利用者の同意を得ること。

2. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- 利用者の状態が安定していること。
- 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる（家族のサポートがある場合も含む）こと。
- テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

3. 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

### 3. 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられたご本人は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\*保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日、区役所の窓口に提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

#### ■居宅介護支援費（Ⅰ）（介護支援専門員 1人当たりの取扱い件数 45 件未満）

（一）要介護 1.2 12,380 円

要介護 3.4.5 16,085 円

（45 件以上 60 件未満の部分）

（二）要介護 1.2 6,202 円

要介護 3.4.5 8,026 円

（60 件以上の部分）

（三）要介護 1.2 3,716 円

要介護 3.4.5 4,811 円

#### ■居宅介護支援費（Ⅱ）（ケアプランデータ連携システムを活用及び事務職員を配置）

\*取扱い件数 50 件未満

（一）要介護 1.2 12,380 円

要介護 3.4.5 16,085 円

（50 件以上 60 件未満の部分）

（二）要介護 1.2 6,008 円

要介護 3.4.5 7,786 円

（60 件以上の部分）

（三）要介護 1.2 3,602 円

要介護 3.4.5 4,674 円

#### ■同一建物減算：所定単位数×95/100 を算定する（5%の減算）※事業所と同一の建物に居住している場合に適用

#### ■初回加算 3,420 円（新規ケアプラン作成時）

#### ■退院・退所加算（入院または入所期間中 1 回を限度に算定）

カンファレンス参加なし I イ 1 回 5,130 円

II イ 2 回 6,840 円

カンファレンス参加あり I ロ 1 回 6,840 円

II ロ 2 回 8,550 円

III 3 回 10,260 円

（退院、退所にあたり関係機関との調整を行った場合）

#### ■入院時情報連携加算 I 入院当日及び入院日以前の情報提供を含む 2,850 円

入院時情報連携加算 II 入院した日の翌日又は翌々日 2,280 円

（入院する際に病院職員に対し、情報提供した場合。\* 提供方法は問わない）

#### ■通院時情報連携加算（1 月につき） 570 円

■緊急時等居宅カンファレンス加算	<u>2,280円</u>
(医療機関の求めに応じ、医師、看護師と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス調整した場合)	
■ターミナルケアマネジメント加算	<u>4,560円</u>
(死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合)	
■特定事業所加算Ⅰ	<u>5,916円</u>
特定事業所加算Ⅱ	<u>4,799円</u>
特定事業所加算Ⅲ	<u>3,682円</u>
特定事業所加算(A)	<u>1,299円</u>
特定事業所医療介護連携加算	<u>1,425円</u>

(特定事業所加算要件) **※別表算定要件等参照**

※居宅介護支援費において、利用者負担額は発生いたしません。

#### (2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域(板橋区・豊島区・北区)にお住まいの方は無料です。  
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費(実費)が必要です。

#### (3) キャンセル料

ご本人はいつでも契約を解約でき、一切料金はかかりません。

#### (4) その他

##### ①料金のお支払い方法

料金が発生する場合、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払  
いください。お支払い頂きますと領収書を発行します。

#### (5) 介護支援専門員の担当利用者数

介護支援専門員1人当たり40名(常勤換算により変動あり)

## 4. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当社社員がお伺いし、事前調査を実施致します。その後、  
契約書を取り交わし、居宅サービス計画書を作成した後にサービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

##### ① ご本人のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

##### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書にてお知らせし他事業所を紹介致します。

##### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご本人が介護保健施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が要支援、非該当(自立)と  
認定された場合

- ・ご本人がお亡くなりになった場合

④ その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご本人やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご本人は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

## 5. 当社の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

株式会社アサヒソーシャルワークスが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (2) 運営の方針

当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- ② 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 居宅介護支援の特徴など

- ① 福祉事業所の会や勉強会等を通して地域包括支援センターや他の事業所と連携を深めております。ご本人に必要な情報の収集が行ないやすいため、地域で連携をとりご自宅で安心して生活を送れる支援体制を構築しております。
- ② 担当者がサービス間での連携を図ることでご利用者様が抱えるお困りごとにスムーズに対応ができます。事業所内外の研修等を通してスタッフの質の向上に努め、ご本人やご家族がご自宅で安心して生活・介護できるよう支援させていただきます。

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	
課題把握の方法	○	独自アセスメントシート、全社協方式、日本社会福祉士会方式、MDS-HC方式、リアセスメント支援シート等を適宜選択により抽出
介護支援専門員への研修	○	年1回の定期研修、適宜外部研修
契約後、居宅サービス計画作成段階途中でご本人の都合により解約した場合の解約料	×	前述3の(3)参照

## 6. 高齢者虐待防止について

ご本人等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます
- ③ 事業者が支援にあたって悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご本人等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます
  - ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図ること。
  - ・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・事業所において、介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
  - ・前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### ○身体的拘束等の適正化

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等をおこなってはならないこと。
- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

## 7. 事故発生時の対応について

当事業所がご本人に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご本人のご家族・市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご本人に対して行った居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

## 8. サービス内容に関する苦情

サービスに関する苦情がありましたら下記連絡先にご相談ください。

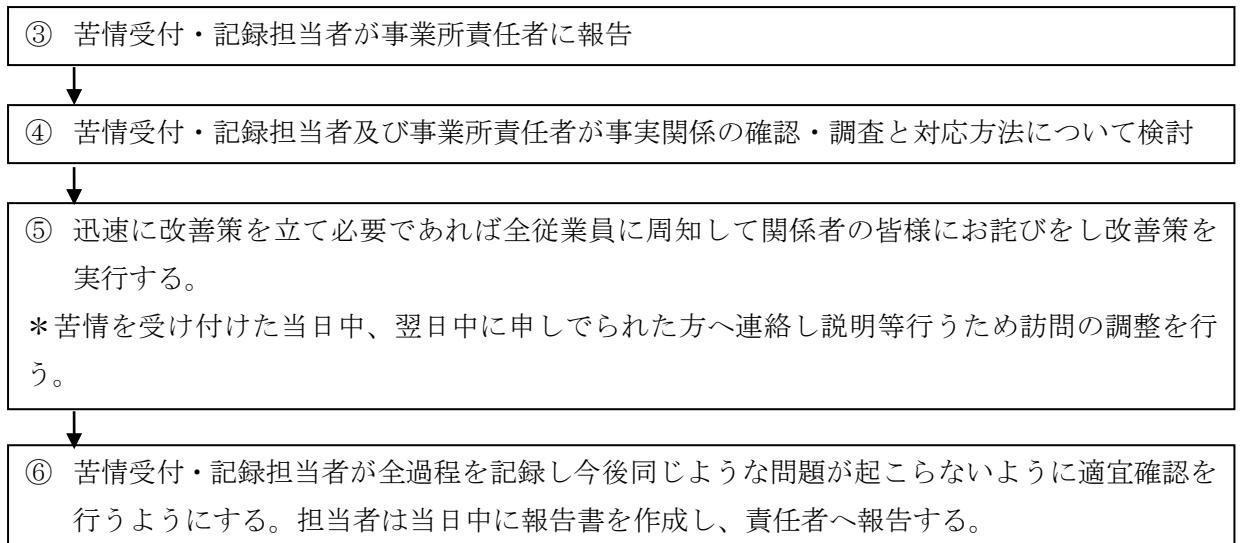
- ・当事業所、各区、東京都にて受付け、相談内容により適切に連携し速やかに対応致します。
- ・アサヒソーシャルワークス事業所内に苦情相談窓口を設置しています。
- ・苦情相談の方法は、次のとおりとする。（1）電話による苦情相談（2）来所者に対する、面接による苦情相談（3）文書による苦情相談（4）訪問相談
- ・苦情の経路と対応処理

① ケアマネジャー・事務員等が苦情受付対応



② 苦情の受け入れ（来所・電話・手紙・投書・訪問時・その他）





・ご本人相談・苦情担当

担当 旭 晋史

電話 03-5944-2621

(月～金曜日 9:00～18:00 祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)を除く)  
その他当社以外に、区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

板橋区介護保険苦情相談室

(月～金曜日 9:00～17:00 祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

電話 03-3579-2079

豊島区介護保険課

(月～金曜日 9:00～17:00 祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

電話 03-3981-1318

北区介護保険課給付調整係

(月～金曜日 9:00～17:00 祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

電話 03-3908-1286・1119

東京都国民健康保険団体連合会

(月～金曜日 9:00～17:00 祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

電話 03-6238-0177

## 9. 当社の概要

名称・法人種別 株式会社アサヒソーシャルワークス

代表者役職・氏名 代表取締役 旭 晋史

本社所在地・電話番号 東京都板橋区板橋 1-33-9 はりよしビル 202号室  
03-5943-8583

## 定款の目的に定めた事業

### 1. 介護保険法による次の居宅介護事業

#### ①居宅介護支援

事業所数等	居宅介護支援	1ヶ所
-------	--------	-----

10. 当事業所におけるケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり

## 11. 第三者評価実施状況

実施：無し

## 12. 秘密保持

- 事業者、介護支援専門員および事業者の関係者は退職後も含め、サービス提供をする上で知り得た情報およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

以上

事業者名 株式会社アサヒソーシャルワークス

事業者住所 東京都板橋区板橋 1-33-9 はりよしビル 202号室

代表者名 代表取締役 旭 晋史

平成30年4月1日一部改正

平成30年8月1日一部改正

令和1年10月1日一部改正

令和1年11月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年2月15日一部改正

令和6年4月1日一部改正

(特定事業所加算要件)

※別表算定要件等

特定事業所加算の算定要件		I	II	III	A		
		5,916 円	4,799 円	3,682 円	1,299 円		
1	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上		
2	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上		
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○					
4	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○		○ 連携でも可			
5	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上あること。	○	×				
6	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○		○ 連携でも可			
7	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	○					
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	○					
9	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○					
10	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること。	○					
11	（介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○		○ 連携でも可			
12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	○		○ 連携でも可			
13	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○					